平成26年1月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 平成26年1月21日(火) 午後1時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成26年1月21日 (火) 午後1時30分

4 応招議員

1番議員 伊藤和子 2番議員 小澤哲夫 3番議員 吉筋惠治 4番議員 中根幸男 5番議員 鈴木托治 6番議員 西田 彰 7番議員 太田康雄 8番議員 進 亀 澤 10番議員 9番議員 山本俊康 榊 原 淑 友 小 沢 一 男 11番議員 片 岡 健 12番議員

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

 町 長
 村 松 藤 雄
 副 町 長
 鈴 木 寿 一

 教 育 長
 井 上 啓 次 郎
 総 務 課 長
 杉 山 眞 人

 企画財政課長
 村 松 弘
 社会教育課長
 大 原 直 幸

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 浦上治男 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

議案第 1号 土地取得について

<議事の経過>

議 長 (榊原淑友 君)出席議員が定足数に達しておりますので、 ただいまから平成26年1月、森町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、

9番山本俊康君及び12番小沢一男君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (榊 原 淑 友 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第1号「土地取得について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (榊 原 淑 友 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) ただ今上程されました議案第1号「土地取得について」、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、森町総合体育館建設用地の取得に関し、計画予定地である旧周智高校グラウンド跡地について、買収面積11,940.42平方メートル、取得価格109,561,293円で、土地所有者である静岡県との合意を得ることができました。

県とは平成26年1月6日付で仮契約の締結をしてございますが、 このたび土地取得の本契約を締結いたしたいので、議会の議決に付 すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基 づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたけども、よろしくご審議 をいただきお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長

(榊原淑友 君)これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄君)まず、今回土地の取得ということでありますが、森町が取得、所有権登記をする場合に、登録免許税が課税になるのか非課税でよろしいのか。また、課税となると幾らの登録免許税になるのか。

それから、この旧周智高グラウンドを今回購入するに当たって、 分筆が行われているかと思いますが、この分筆費用はどういう負担 に、どちらがどの程度の負担になっているのか。

それから、今回購入する土地は地目が学校用地ということでありますが、これは登記をする際に変更されるのか、また、変更されるとすればどういう地目になるのか。

それともう1点、土地購入の契約が済みますと、いよいよ具体的な工事へと進んでいくかと思いますが、今後のスケジュールについてお知らせいただきたいと思います。

議長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君)まず、登記の関係でございますけども、登 記については乙、要するに森町の請求に基づきまして甲が、静岡県 が所管の法務局に嘱託をして登記するということになりますので、 登記に関しては森町はお金を出す必要がないと、このように理解をしております。

それから、土地取得については、公共団体でございますので取得 税はかかってこないと思います。

あと、地目が学校用地でございますけども、これがどのような名目になるかということでございますけども、それについては企画財政課長の方から答弁いたさせます。以上です。

議長

(榊原淑友 君)企画財政課長。

企画財政

課

(村松

長しず土地がですね、学校用地ということでございますが、購入後はで

すね、今現在の中央体育館の敷地もそうでございますが、宅地とい

弘 君) 企画財政課長です。現在県の所有でありま

うことになると思います。以上です。

議長

(榊 原 淑 友 君)社会教育課長。

社会教育 課 長

(大原直幸君)社会教育課長です。太田議員のご質問にありました、今後のスケジュールにつきましてですけども、土地の取得に関しましては、本日議決をいただきましたら、県にその議決を提出することによって本契約とさせていただきます。そして、議決書を県が確認し次第、土地の代金の請求が送付されてきますので、2月20日までに県に支払うという形になります。

県では代金の支払が確認でき次第、土地の所有権移転の登記の手続に入るということで、早ければ2月、遅くとも3月上旬くらいまでには登記が終わるであろうというふうに予測されます。

工事につきましては、今後入札等いろいろ手続があるわけですけども、国庫補助を受ける関係から、国の内示がいつ出るかによってその日程が変わってくるもんですから、今の時点では確定できませんけども、2月中には内示がでるものと思われますので、早ければ3月議会最終日に、もし遅くなっても4月上旬までには工事の契約を締結して、平成27年3月には完成ができるように持っていきたいと考えています。

もし、内示が何かの都合で遅れるようなことがあって、入札等遅

れて4月等に移れば、臨時議会等またお願いすることになろうかと 思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長

(榊原淑友 君)7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄 君)確認させていただきますが、分筆については県が行うので登録免許税が森町はかからないと。取得の所有権登記についても、県がするので、森町はかからないということでよろしいですか。

県が行うから森町にかからないということなのか、県が行うこと 自体に、地方公共団体が行う行為に対して非課税ということなのか、 その辺はいかがでしょう。

議 長

(榊原淑友 君)町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君)地方公共団体が行われる行為について非課税と、このように理解しております。

議長

(榊原淑友 君)7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄君)もう1点、今後のことについてでありますが、契約が済み次第支払を行って、工事の入札に向けて進められていくということで、27年3月の完成を目指すということでありますが、現在の中央体育館ですね、既に新年度の使用の申込み等の受付がされていると思いますが、今年の11月ごろから使用が制限をされているというようなことも伺っていますが、その辺の新しい体育館が完成するまで、現在の中央体育館が使用できるのか、中央体育館にしろ総合体育館にしろ、いずれも使用でいない期間というものがあるのかどうか、その点をお願いします。

議長

(榊原淑友 君)社会教育課長。

社会教育 課 長

(大原直幸君)ただ今の質問にありました体育館の使用に関してですけども、今の体育館は26年の11月まで使用をしていただくことになります。12月以降は使用・受付をやめて、他の中学の体育館とかそういう代替体育館を使っていただいて、住民の不便に来さないよう予定をしております。以上です。

議長

(榊原淑友 君)他に質疑はありませんか。

5番、鈴木托治君。

5番議員

(鈴木托治 君)5番、鈴木托治です。現在の体育館がですね、耐震性がないから、もう危ないから造り変えるっちゅうことですよね。そうすると、もう既に危ない所をですね、貸して、その間に事故があった場合ということも十分考えられる、事故っちゅうか地震があった場合も考えられますので、これはもう、耐震性がないとなればもう即使用は禁止すべきだと思いますけどいかがでしょうか。

議長

(榊原淑友 君)町長、村松藤雄君。

町 長

(村松藤雄 君)理想はそういうことでございますけども、 実際に体育館がないと不便を来すと、そういう声もあることから、 もし地震が来ても、直ちにこの建物が大きな被害は被るけども、全 面的にペしゃんと倒れてしまうということではないと、このように 理解をしておりますので、地震が来た時に、相当程度の被害はこう むるけども、人命に関わることについてはある程度避けることがで きるのかなと、このようにも思って、可能な限り使える間は使って、 そして新しい体育館をできるだけ早く作っていきたいと、このよう に考えているところでございます。

議長

(榊原淑友 君)5番、鈴木托治君。

5番議員

(鈴木托治 君) 了解しました。それでですね、今持っている県の土地というか周智高校跡地の面積の何分の一が今回使用されたのかということと、後その残りの敷地用地を、今後町としては買い取っていくという方向性を持っているのかどうか、そこらをちょっとお聞きしたいと思います。

議長

(榊原淑友 君)町長、村松藤雄君。

町 長

(村 松 藤 雄 君)現在の面積がどのくらいで、どれだけ買い取ることにしているかについては、企画財政課長の方から答弁をさせますけども、その残っている土地について町はどう考えているかということについてはですね、町は可能ならば全面積を県から買収したいと、このように思っておりますので、県が今はグラウンドに

ついて売却対象としておりますけども、今後グラウンド以外の部分 についても売却対象とする段階には、町は手を挙げて購入していき たいと思っております。

県の財産処分の方針としては、まずは売却する場合に、地元自治体に優先をすると。そして地元自治体が購入意思がない時に民間に売却すると。こういう方針を立てておりますので、県が売却計画に残った土地を載せた時には、その時点において町は議会ともご相談を申し上げながら、県に買いたいという意思表示をしていきたいと、このように思っております。

議 長

(榊原淑友 君)企画財政課長。

企画財政課 長

(村松 弘 君)企画財政課長です。残りの面積でございますけども、今回買う所が二筆ありまして、その二筆をですね、それぞれ東西に分筆をしておりまして、残りがですね、あります。その残りがですね、両方併せると10,392平方メートル、県の方の分筆の測量図で計算した面積があります。

あと別にですね、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、 プールが建っている所、それから一番西側になりますか、プールが 建っている所と格技場が建っている所、そこも残地ということにな りますので、その分がプラスされて残りということになるかと思い ます。ちょっとプールの所の面積が今手持ちにありませんので、後 ほど調べさせていただきたいと思います。以上です。

議長

(榊原淑友 君)社会教育課長。

社会教育

長

課

(大原直幸君)ただ今の土地の面積につきましてですけども、全体で24,678平方メートルになります。その内森で買い取る土

地以外の残が12,738平方メートルになります。以上です。

議長

(榊原淑友 君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友 君)「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君)「討論なし」と認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長

長 (榊原淑友 君)起立全員です。

したがって、議案第1号「土地取得について」は、原案のとおり 可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年1月森町議会臨時会を閉会します。

(午後 1時51分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成26年1月21日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上